

Title	石橋湛山蔵相の公職追放(二) : 占領前期の政治的一断面
Sub Title	The Purge of Finance Minister Ishibashi Tanzan; A Political Aspect in the Early Occupation Period (2)
Author	増田, 弘(Masuda, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.10 (1986. 10) ,p.39- 65
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19861028-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

石橋湛山蔵相の公職追放（二）

——占領前期の政治的一断面——

- 一 問題の所在
- 二 背景——石橋“積極”財政
- 三 第一の契機——石橋の蔵相就任
- 四 第二の契機——戦時補償打切り問題……………以上9号
- 五 第三の契機——終戦処理費問題……………以下本号
- 六 吉田・石橋の確執（Ⅰ）——インフレ問題と石炭増産問題
- 七 吉田・石橋の確執（Ⅱ）——人事問題と連立工作問題
- 八 石橋追放……………以下11号
- 九 石橋追放の影響
- 十 結論

増
田
弘

五 第三の契機——終戦処理費問題

GHQ内部ではすでにESSやGSの間で湛山に対する不満が高まりつつあったが、一九四六年から四七年にかけて、湛山が在日駐留軍の聖域ともいふべき終戦処理費(占領軍費)削減を要求するにいたり、湛山への批判は頂点に達した。一方自由党内における湛山の政治的台頭は著しく、このまま放置すれば湛山は占領行政に抵抗する勢力の中心人物となるかもしれないとGHQの一部は懸念しはじめた。食糧危機や労働攻勢をひとまず乗り切り、またマッカーサーの最大懸案であった新憲法も一月に成立したこともあり、GSは湛山に対する強権発動を決意するにいたる以下、終戦処理費をめぐる対立を論じる。

そもそも終戦処理費(正式には「終戦処理ニ要スル経費」)は敗戦国の義務として理解されたものの、占領費問題は、連合軍の対日管理方針、占領方式、占領軍の規模、対日経済政策、予算統制、賠償政策などすべて連合国側の政策決定により制約されるため、日本側にとって未確定要素が多かった。ただし占領初期、米国側は占領費の取り扱い方針を確定していなかった。⁽¹⁾ そのため日本政府は、占領費のうち日本政府負担分と賠償との間の最終的清算が行われる場合を想定し、支出額と計理関係を明確にしつつ、GHQの要求に応じて必要額の支出を実行していくほかなかった。したがって昭和二年度予算への占領経費計上への試算では、歳出特殊経費中に「終戦処理費」一億円を各年度に計上すると同時に、「進駐軍費」として二年度五〇億円を一応計上しているにすぎず、しかも占領軍経費など臨時経費の年々の減少により、予算規模が通減のうえ安定することが想定されていた。⁽²⁾ その根底には「終戦処理費は置くことは置くけれども、それは終連の経費とか何とかいうものであって、一般のほんとうの進駐軍関係の費用は立替払い(日本銀行立替払い方式)でやる」との考えがあったわけである。⁽³⁾

ところがGHQ側はこのような日本政府の構想を斥け、終戦処理費を政府予算に計上するよう指示し、大蔵省側を

困惑させた。要するに、米国は終戦処理費を占領軍費とし、その負担を日本の義務とみなしたわけである。いわば終戦処理費の扱い方をめぐって、改めて戦勝国と戦敗国の相違が明確となったといえよう。しかもGHQは、三月の覚書「占領軍及び家族の住宅建設計画」を手始めとして、諸種の要求を日本側に提出したため、日本政府は昭和二一年追加予算、次いで同改定予算を組むことを余儀なくされた。とくに四月中旬には、GHQ側から終戦処理費の七九億円増額修正要求が示されたため、歳出総額は四〇〇億円程度にまで膨張する見込みとなり、もはや日本の経済負担能力を越えることは明らかであった。⁽⁴⁾

吉田内閣はこのような経緯のさ中に成立し、右記覚書に基づく作業を本格化することを余儀なくされたわけである。結局終戦処理費は、毎年度の政府予算における歳出総額のはぼ三分の一を占めるほど膨大なものとなり、インフレ防止に苦慮していた日本政府にとってはきわめて大きな財政負担となっていく。ただし湛山は、蔵相就任とともに前記戦時補償打切り問題に忙殺されたため、終戦処理費問題に関しては当初野田卯一局長以下の主計局にはぼ一任せざるをえなかった。⁽⁵⁾とはいえ新報社時代における湛山の賠償および占領費問題に対する基本的考え方を一瞥することは意義がある。

湛山は日本の敗戦が濃厚となった一九四四年以後、連合国側の賠償請求の動きに最大の関心を寄せた。なぜなら湛山は、もし敗戦後日本の経済再建を阻害する要因があるとすれば、それは賠償といった「外圧」以外にないと考えていたからである。その点で湛山は、終戦直後、ソ連を除く連合国、とくに米英両国の対日賠償要求は消極的なものになると予想した。⁽⁶⁾その予想は、「戦勝国といえども戦敗国に対して苛酷な賠償を課すべきではない」との湛山自身の学識に裏付けられていた。湛山は第一次世界大戦さ中の一九一五年に、今後は戦勝国といえども領土、賠償等の権益の獲得が困難となる旨洞察し、⁽⁷⁾この観点から、大戦終結後のパリ平和会議で連合国がドイツに対し苛酷な賠償を課したことを批判したのである。その意味で会議にイギリス代表の一人として出席していたケインズ(John M. Keynes)

と湛山は同じ立場を占めたといえる。

翻つて湛山は、終戦直後、社論「賠償問題の解説」(一九四五年九月三日号・二九日号)で次のように論じた。⁽⁸⁾

「連合国にしてみても右(第一次大戦後のドイツに対する巨大な賠償)のごとき方策を取るならば、その結果はひとり戦敗国たるわが国を苦しめるのみならず、余波は必ず戦勝国たる連合国にも及び、彼らをもまた苦しめるであろう。しかもそのことは、この前の世界大戦後の経験により、連合国なかんずく米英両国の十分に知り尽くせるところである。まさか再び同様の過失を彼らが犯そうとは思えない」、しかも、①ポツダム宣言は対ドイツ宣言と異なり、正面から賠償を要求した条項がなく、ただその第一項に「日本はその経済を支持した公正なる実物賠償の取立を可能ならしむるに足る産業を維持することを許さるべし」との一節があるにすぎず、米英は賠償の取立に熱心ではない、②対ドイツ処理案にはドイツ国内の産業設備とドイツの在外資産とを賠償に当てること、が詳しく記されているが、わが国に対する宣言にはそれがなく、③賠償要求にもっとも熱心なソ連が宣言に参加していない、それゆえ「たとえ賠償を取るとしても、それは年々の生産物による」であろうし、賠償問題は「あらためて講和会議とかあるいはその他の外交交渉が開かれてはじめて決定される」であろうから、「先走つてなにもかも持つていかれるように取越苦労することはない」と樂觀的見通しを明らかにした。

果たして同年一二月公表されたポーレー賠償調査団の報告書は、湛山の子想をはるかに越えた懲罰的色彩を帯びていた。ただ日本にとつて幸いにも、米国内では賠償計画の見直しを要求する意見が強く、また冷戦の進行も手伝つて、同賠償案が漸次緩和されたことは周知のとおりである。しかしながら、進駐軍費としての終戦処理費が賠償に取つて代わり、日本経済に重圧を加えることとなった。「その(賠償)決定はわが国の力に耐える限度および方法においてなされる必要がある」(前掲論文)と考える湛山が、実質的な賠償とみなしうる終戦処理費の削減に熱意を示した背景にはこのような事情があつた。

七月二十九日、湛山は「昭和二二年度衆議院財政演説」の中で、歳出中の大なるものは終戦処理費一九〇億円であり、同性質の特別住宅建設資材費(朝鮮における進駐軍用住宅等の建設資材費)一二億円を加えると二〇二億円となり、総歳

出の約三割六分に達する旨明らかにした。⁽⁹⁾ 国家再建の鍵は何といっても経済再建にあり、その経済再建は限定された国家予算に頼らざるをえないが、戦災・軍需工場の解体による膨大な失業者の流出、海外邦人・軍人の引き揚げ、統制品・隠匿物資の横流し・闇取引の横行、政府の統治能力の低下による税収の低下、悪性インフレの脅威といった最悪の状況下で、一般会計の三分の一を占領軍費に割り当てなければならぬことは、経済財政上の責任者として釈然としなかった。しかも九月以降、占領軍向け建設工事が本格化すると終戦処理費の支出が増大し、予算超過は必至となった。⁽¹⁰⁾ そのため大蔵省が調査したところ、資金の使用が非常に杜撰であることが判明した。さらに国内では物資が極端に不足しているのに、米軍が発注するものの中には贅沢品が少なくなく、その削減を要求する気運が省内で高まった。⁽¹¹⁾

このような報告に接した湛山は、最大の懸案であった補償問題に一応の区切りをつけたことと、昭和二年度予算編成上、この問題に本格的に取り組むことになった。まず湛山は、九月一七日、占領軍の建築監督の件に関して、吉田首相、膳國務相、阿部美樹志復興院総裁三者と協議し、大蔵省と復興院とで終戦処理費の使用内容に関する調査を実施することを決定した。その調査結果は一〇月二二日の省議で検討され、翌年度の予算編成方針に盛り込まれることとなった。次いで十一月一日、終戦処理費の予算超過について省議があり、GHQに費用使用方の善処を正式に申し入れる旨決定した。⁽¹²⁾ それは二五日の閣議で承認され、「終戦処理費に付ての連合軍司令部への申入」(八項目)となった。⁽¹³⁾

一二月三日、吉田首相はこの申し入れを持参し、マッカーサーに手交した。同時に渡辺部長はルカウントに対して、「日本のインフレは終戦処理費、賠償撤去費および労賃の引き上げの三つの原因によって起きる可能性がある」と指摘し、「そのうち前二者は占領軍の態度に依存するところが多い。……占領地をインフレとすることは賢明な占領軍のやるべきことではない」と注意を促した。⁽¹⁴⁾ 一方湛山は、一二日、衆議院本会議終了後、全院懇談会が予算委員会室

で開催された際、終戦処理費が日本経済を破綻に瀕せしめようとしている旨説明した。⁽¹⁵⁾ この湛山の発言はGHQ内に大きな反響を及ぼした。マーク・ゲインの『ニッポン日記』⁽¹⁶⁾（二月一日）は次のように伝えている。⁽¹⁶⁾

「占領費に関するスキャンダルは頂点に達した観がある。……昨日、大蔵大臣石橋湛山はこの陰鬱な事件の詳細を国会に報告した——傍聴者も新聞記者の入場も禁止して。

石橋ののべたところによれば、占領軍を維持する経費は日本経済を破綻に瀕せしめようとしている。一九四七年三月末にはその総計は五百億円に達するだろうというのだ。そしてこの四分の一に当る額だけが、予め予定された金額だと石橋は訴えた。その他は、地方に駐屯する米軍将校のための建築や設備改良にあてられる『応急』要求をみたす支出で、早急実施を要求せられるので、日本政府は法外な闇値で資材を購入する以外に途はないのだ、と石橋は説明した。

石橋は日本側がどういふ要求をされたかという二三の実例をあげた。京都付近のゴルフコースに二億円。平均四千万乃至六千万円の建築費を要した兵舎の数棟。平均一区域当り百万円を要した軍要員並に家族の住宅地区八千件。フランス使節団邸宅の改装費三百万円、うち百万円は絨毯購入費。軍居住区域の造園費が総計十億円足らず。日本政府は請負業者から一尾三百円の単価で金魚を買い上げ、これを各戸に配付している。新しい花は注文毎に配達される。……」

結局占領軍側では、現地係官を東京に召集し、一週間ほどの会議を開くほどの大問題となった。その結果、アイケルバーガー第八軍司令官以下経費削減に協力することとなったが、地方に駐屯する部隊の少尉や中尉は従来のように勝手な工事の発注が規制されたため、湛山に対する反感を強めた。⁽¹⁷⁾ さらにこれに予算上の問題が加わった。昭和二二年度予算が編成された際、絶対に追加予算を出さない旨双方ともに了解した。というよりもGHQ側がその旨強く要求したのである。それにもかかわらず、予算の議会審議中、GHQの一部から終戦処理費の増額を求めてくる気配があるとの情報が日本政府に入ってきた。湛山は憤慨し、マーカット宛三月二六日付書簡で次のように記した。⁽¹⁸⁾

「……貴司令部においては、二二年度終戦処理費を現行の二七〇億円をさらに増額せんとする議論がなされているやに仄聞する。これが真実ならば、これはさらにより重大な問題である。二二年度予算は貴司令部の御協力によって均衡せしめることができた

が、我国の将来の財政事情についての懸念が現在国会内外に広まっている。かかる時期に終戦処理費追加予算が国会に提出されるとすれば、インフレ克服の希望があるにもかかわらず心理的要因に誘発されてインフレが危機的事態に立ち至ることは避けられない。かかる事態となれば、私は大蔵大臣としての職務をまっとうすることは到底不可能となる。私は心から貴官の好意に訴え、この件につき御高配を請うものである。」

この文面がESS側を刺激した。この事実を知らされた吉田首相は、「えらい強いことをいってやったそうだが、あれは困るぞ」といって、湛山の態度に注意を促した。⁽¹⁹⁾

かくして石橋蔵相の方針はGHQの政策に抵抗するものであるとの見方が強まっていった。中には湛山を「占領政策に反対する大物」とする批判も濃くなり、彼をなんとか始末しなくては困るという空気が自然と固まってきた。しかも政界の黒幕とよばれた辻嘉六が、湛山を自由党の副総裁にしようとして動いている情報が入ってきた。ESSからの苦情に対してGSは、近々言論追放を拡大するから、その時には『新報』により恐らく湛山を処分できるだろうと考えた。やがてGSは日本政府に対して、言論追放の基準を作るよう命令すると同時に、湛山の主宰した『新報』をパージへと追いつめていく。⁽²⁰⁾ ついにGS側の湛山追放計画が実行段階に入ったのである。

(1) 一九四五年一月に來日した連合国の賠償使節団長ポール（Edwin W. Pauley）は、米側として初めて占領費に論及したものの、「日本占領軍費へ現在非公式ニ占領將兵一人一日十弗トサレ居リ、占領軍ガ二十万トナレバ一日ノ占領費ハ大体二百万弗トナルベシ」といった漠然とした内容であり、また肝心の占領費と賠償との関係についても明快さを欠いていた。

——前掲書『昭和財政史』⑤六一六頁。

(2) 同右書六一六—六二三頁参照。

(3) 当時大蔵省主計局第一課長であった河野一之氏はその理由について、「占領経費を」なるべく国民の税金で出したくない。それから、将来予算で出せば負担し放しになる。日銀が出せば、（財政で負担しないまま）賠償のとき差引いてくれるという助平根性があったわけです」と証言している。——同右書六一一頁。

(4) 同右書六二二—六四〇頁参照。

- (5) 前掲野田論文、前掲書『湛山日記』参照。
- (6) 前掲書『全集』第十三巻「賠償問題の解説」(一九四五年九月二二日号・二九日号)三七—四一頁および「動搖を戒める」(同年八月二五日号)九頁参照。
- (7) 「現代の社会は、分業の進歩と交通の発達とに基いて起った信用制度および商業的契約の上に築かれたものである。されば、戦争によってこの信用制度および商業的契約を破壊することは、啻に敗戦国に苦痛を与うるに止らず、戦勝国もまた戦敗国と同様な損害を蒙り、何らの利益を得る余地もない。」——前掲書『全集』第一巻「戦争謳歌論を排す」三九一頁。
- (8) 前掲書『全集』第十三巻三七—四一頁。
- (9) 同右書一八七頁。
- (10) 前掲書『昭和財政史』⑤、六五五頁。
- (11) 湛山は、「占領軍の工率命令は、外務省の終戦連絡中央事務局を通じて行われるので、監督も十分でなく、どうしても工費が高くつく。そのうえ、地方の占領軍のなかには、少佐クラスのものが、勝手にどんどん工率命令をだし、請負業者の方もそれをよいことに甘いシルを吸っていたことまで判明した」と証言している。——前掲「今だから話そう」③、二五頁。
- (12) 前掲「蔵相時代を振り返って」④、四三頁、前掲書『湛山日記』一四九、一六三頁。
- (13) 前掲書『昭和財政史』⑤、六五八—六六五頁によれば、その骨子は次のとおりである。①計画のあるものは規格低下、納期の延長、工事繰り延べまたは縮小を計り、年度内の計画を樹立してもらいたい、②計画のないものについては各軍、各隊において一定期間に行うべき工事の定額を定めてもらいたい、③以上の措置を取るまですべての新規工事の注文を中止してもらいたい、④今議会に追加予算を提出するに当たり将来の占領費の削減、資材の輸入などに関して声明を出してもらいたい、⑤今後一切の工事を復興院が監督できるようにしてもらいたい。
- (14) 前掲書『占領下の日本財政覚書』四二—四三頁、前掲書『渡辺武日記』四三—四四頁。
- (15) 二年度追加予算は第一次追加予算が五二億円、第二次追加予算が二七億円、計七九億円と見込まれ、このほかに終戦処理費三〇〇億円以上の追加を要すると予想され、これらは日銀からの借入によって処理するほかない見通しであった。
- (16) 同書二一三—二一四頁。
- (17) 前掲書『占領秘録』二五一頁参照。また湛山は、「当時は泣く子も黙るといわれた占領軍だ。これを相手に談判ばかりしているもんだから、石橋はまったく強心臓の男だと、GHQでも政府部内でも言われ出してきた。わたし自身、そう強心臓な

男とは思っていない。だが生来、自分の考えは率直に語る方だ。いいかえれば、直情の性格だから、どちらかというところ、*ガイ・エス・マン*が充滿していた当時にあつては、勢い「*ストロング・マン*」として目立っただらう」と述懐している。——前掲書「今だから話そう」③「二六頁。

(18) 前掲書『昭和財政史』⑤「六七四—六七五頁。前掲書『占領秘録』二五一頁参照。

(19) 前掲書『占領秘録』二五一頁。

(20) 同右書二五二頁参照。

六 吉田・石橋の確執(Ⅰ)——インフレ問題と石炭増産問題

石橋追放の主たる契機は、既述のとおり、蔵相就任、戦時補償打切り、終戦処理費の諸問題から生じたが、他面、吉田首相が石橋追放といかに関連したかが検証されなくてはならない。吉田による湛山謀殺説が存在するためである。⁽¹⁾以下、この疑惑を解くため、まず初めにインフレ問題および石炭増産問題、より広くは石橋財政の観点から、石橋・吉田間の確執を明らかにする。

湛山と六歳年長の吉田との出会いは戦時中のことであつた。⁽²⁾両者を結びつけたのは、全体主義・軍国主義の風潮に対する違和感であり、現状打開を志向する気概であつたと思われる。それどころか、ともに自由主義者、すなわち非国民の烙印を押されて軍政府当局から弾圧を蒙る、いわば日陰の同志といった連帯感すら存在したかもしれない。そのような二人には、さらに奇妙に符号する点があつた。もしも日本がかつてない全面降伏という国家的危機に直面しなかつたならば、恐らく二人は戦後政治の表舞台に登場することなく、吉田は元外務官僚として、湛山はジャーナリストとして、波乱のない余生を送つたに相違ない。ところが日本の敗戦がこの二人をそれぞれ官界、言論界から政界へと導き、素人政治家として国政に参画させることとなつた。もう一つ、多くの日本人が戦後の混乱によって自暴自

棄に陥り、ともすれば事大主義が横行する社会的風潮の中で、この強烈な二つの個性は例外的に主体性を貫いたことである。

ただし、戦後に処する基本姿勢や占領軍に対する態度において、吉田と溘山との間にはかなりの差異があった。吉田は「まな板の鯉」の潔さを身上とする一方、「戦争に負けて外交で勝った歴史がある」と自負し、また「臣茂」と自ら称したごとく、天皇制護持を支柱とする「大日本帝国」そのままの保守的精神をもって対処したといえる。⁽³⁾これに対して溘山は、国家再建は自国の責任の下に自国の力により達成すべきであるとのいわば自力更生論を本意とし、新憲法の眼目である主権在民・天皇の国民的象徴・戦争放棄の諸規定を全面的に支持する革新的意識をもって臨んだ。⁽⁴⁾吉田は外交官時代に培った経験を存分に生かしながら、時の権力者にタクティカルに抵抗あるいは巧みに妥協して、日本に有利な条件をもたらすべく腐心したのであるが、他方、溘山の態度はあくまでも言論人・思想家のそれであり、「至誠天に通ず」との固い信念に基づき、占領軍といえども不正は許さずとの堅固な態度を崩すことはなかった。吉田はこのような溘山に対して、「日本は敗戦したのだということを忘れてはいけない。進駐軍に協力してくれ」と注意を促している。⁽⁵⁾結局このような両者の基本姿勢の相違が、その後の二人の明暗を分けることになる。

さて溘山が蔵相就任後直面した問題は、第四節で論じた戦時補償打切り問題のほかに、石炭増産問題があった。石炭問題は大蔵省の直接の所管ではなかったが、予算の歳出上関与することとなった。当時石炭は唯一のエネルギー源であったが、戦後の荒廃の中で月産一六〇万トン、年産二千万トン程度まで低下していた。⁽⁶⁾とくに敗戦と同時に解放された中国人・朝鮮人労働者が各炭坑で蜂起し、いわゆる生産管理闘争によって石炭生産を減退させた。⁽⁷⁾しかも生産された石炭の一定部分は進駐軍用として確保される状況にあった。石炭の欠乏は、食糧生産に不可欠な化学肥料の製造を困難としたばかりでなく、唯一の交通機関であった汽車の運行を困難とし、それは食糧輸送を停滞させ、都市に多くの餓死者を予想させた。それゆえ食糧問題の解決を第一義とする吉田内閣としては、石炭増産を国家の死活的問

題として重視せざるをえなかった。⁽⁸⁾

かくして六月七日、「石炭非常時対策」が閣議決定され、⁽⁹⁾商工省は炭鉱側の必要とする坑木、食糧、地下足袋等の物資を配給することで石炭増産を意図した。しかし当時の政府には約束どおりの物資を配給する力はなかった。そのため湛山は石炭鉱業会の植村甲午郎らの意見をもとに、また平塚常次郎商工相の同意を得て、従来の方法を断念し、代わって緊急措置として資金（しかも当時の「新円」）を思い切って出し、これによって石炭関係業者の自主的な増産を期待することにした。湛山はこの新政策に基づき、当時の石炭年間産出量二千万トンと三千万トンに供給拡大することを炭鉱の経営者および労働者側と申し合わせた。当時政府の計算では、年産三千万トンの石炭が確保できれば、この危機を打開できる見込みであった。そしてさらに湛山はこの問題を超党派で解決するため、社会党に協力を呼び掛け賛同を得た。⁽¹⁰⁾

七月二五日、財政演説に臨んだ湛山は、石炭増産問題に関して次のように論じている。⁽¹¹⁾

「今日、石炭の強力なる増産を行うことはあらゆる産業の復興をうながす第一の緊要事であると考えるが、政府はこれがため、今や画期的な方策を講ぜんとしている。われわれはこれがため必要であるならば、石炭業の過去の債務を整理し、かつ将来の収支の均衡を確保するために、生産者価格の大幅な値上げをも辞せないつもりである。ただし消費者の価格をこの際動かすことは、……危険があるから、これはこの際しばらく避け、代りに思い切った価格調整補給金を支出することにす。ただしかような措置を行なうためには炭鉱の経営もあらゆる側面にわたって合理化し、必ず増産の行なわれることの保証がなければならぬ。たとえ最初の生産者価格は相当に高く定めても、増産さえ行なわれるならば、それに従って生産費はおいおいに下がり、したがって物価も下がるはずである。ゆうにわれわれは増産の保証さえ炭鉱が確実に与えてくれるなら、合理的なる価格の値下げに対して、これを値切るがごときことはいたささない。その代り、全国の炭鉱業者および石炭の生産に関係するすべての人には、強く責任を持つてもらわなければならない。……それには炭鉱の経営者のみでなく、またすべての従業者諸君の固き協力を必要とする。われわれはこうした決意のもとに、幸いに石炭増産が明らかなる用途を示すに至るならば、全国産業の立直りはここに確実な緒を

開き、いわゆるインフレの悪循環も必ず断絶しうると信ずる。」

果たして労使双方がこの湛山案を吉田首相の前で誓約する段階に達した際、政府資金の流出によるインフレの昂進を恐れるGHQは、「補給金は出してもよい。しかし、それは決算において赤字の出た炭鉱だけにせよは足りる。生産者価格を一律に仕切る必要はない」として反対した。そのためこの計画は実施できず、首相の前で炭鉱関係者が誓約書を読むことも中止された⁽¹²⁾。それでも湛山は石炭増産のためには出資する以外はないと確信し、八月三十一日、一万田尚登日銀総裁と石炭融資について打ち合わせた。また下半期の石炭不足に対処するため、九月二十七日に経済閣僚懇談会が、一〇月四日には院内会議がそれぞれ開かれ、石炭危機突破対策を協議した。その中から復興金融金庫（いわゆる復金）による特別融資策が生じた。復金の正式設立は翌年（二九四七）一月二四日のことであるが、この間、戦時補償打切り問題に対処して、八月一日から前記「会社経理応急措置法」および「金融機関経理応急措置法」が実施され、民間企業への緊急融資が可能となっていた上に、七月二十七日には復興金融委員会が発足し、一〇月「復興金融金庫法」の公布および施行で官制となった同委員会の初代委員長に湛山が就任した。かくして政府は補給金だけでなく、復金を通じて石炭業界に大いに融資を行ったのである⁽¹³⁾。

この結果、復金の活動は基幹産業再建の糸口を作るとの使命を一応果たすと同時に、昭和二二年度（昭和二二年四月～同三年三月）における石炭三千万トンの生産目標をほぼ達成するにいたった。反面、インフレ克服という課題に逆行することとなった⁽¹⁴⁾。そのため湛山はインフレーションニスト（俗にインフレ和尚）との汚名を浴びた。大蔵省内でも積極的な金融措置に相当異論があり、湛山の方針に対する不満が潜在化していった⁽¹⁵⁾。そればかりかGHQ内部でも蔵相としての湛山の責任を問う声が強まった⁽¹⁶⁾。

さらにインフレ問題および石炭増産問題は、吉田と湛山との関係にも微妙な影響を及ぼした。吉田内閣成立後、吉田は食糧危機と新憲法の両問題に忙殺されたこともあり、経済財政問題に関してはほぼ全面的に湛山に任せられた。湛山

の方も大蔵省の仕事にほとんど干渉しない吉田に不満はなく、両者間に政策面・感情面に関する行き違いがみられなかった。⁽¹⁷⁾むしろ、湛山が精力的に取り組み、GHQとの対決も辞さなかった補償問題では、吉田は陰に陽に湛山を支援している。いわば二人の呼吸は合っていたといえる。ところが秋から冬にかけて、明らかに両者間に感情的齟齬が生じた。それは吉田が次第に湛山の積極財政政策に不安を持ち始め、代わって有沢広巳教授ら学者グループを重用したことに起因する。吉田はこの頃の湛山を次のように見ていた。⁽¹⁸⁾

「二十一年の秋から二十二年の春に掛けてのあの頃は、一日一日がインフレーションの進行だった。米、石炭、賃金、ストライキ、追加予算、闇物価、色々な要素が、どうにもならないような勢いでグルグル廻りを始めたような感じだった。私自身、率直にいくと多少の不安があったことは認めざるを得ない。経済問題や労働問題を担当している関係者も、次から次と起ってくる問題に、まともに取組んで苦勞はしているものの、いささか奔命に疲れているという感がないでもなかった。そういうときの石橋君は、持ち前の自信の強さと、積極的な論法とで、石炭問題でも給与問題でも、何にでも身をもって出掛けてゆき、問題を一身に背負ったような恰好になっていたが、私の目から見れば、勿論頼もしいには違いないのだが、正直にいくと何かしら八方破れのような感じがしなくてもなかった。石橋君自身にも、当初のような自信というか、信念はやや崩れかけていたような感じだった。」

そもそも吉田の「有沢引き出し工作」は、内閣成立直後の五月に石黒武重を介して、また経済安定本部(いわゆる安本)の設置が本決まりとなった六月から七月に和田博雄を介して行われた。結局有沢は安本の総務長官就任を固辞したため、農商務省出身でいわば経済界を代表する貴族院議員膳桂之助となる経緯があった。ただし和田農相の仲介によって、有沢のほか、中山伊知郎、東畑精一、茅誠司、内田俊一、堀義路、白洲次郎(終連次長兼安本次長)、牛場友彦、稲葉修一、大来佐武郎などの円卓会議、いわゆる昼食会が作られ、定期的に外務省で吉田と諸問題を論議することとなった。その目的は安本長官を援護することであり、有沢らはこの私設委員会を通じて吉田のブレーンの役割も果たすことになったわけである。とくに石炭増産問題では有沢委員会は吉田の信頼を確実なものにした。すなわち、

有沢を委員長とする私設の石炭特別小委員会（二月五日から活動を開始）は、二月二日に「石炭対策中間報告」をまとめ、その中で石炭最優先の「傾斜生産方式」を提起したのである。⁽¹⁹⁾

一方湛山は従来の方針を貫くべく、星島商工相、膳國務相（安本長官兼物価庁長官）、平塚運輸相、河合厚生相、工藤物価庁次長らと石炭増産に関する会議を重ねた。湛山は石炭問題を直接担当する石炭庁の長官人事によってこの危局を乗り切ろうと考えた。その結果、二月二日の会談で平塚が運輸相を辞め、石炭庁長官となって尽力することに決定した。そこで湛山は吉田にその旨を進言したが、吉田は承知しなかった。それ以前にも湛山は西田隆男を同庁長官に推薦したが、実現しなかった。実は吉田は大野伴睦自由党幹事長との間で商工、運輸、文部三相の交替人選を進めつつあった。湛山は恐らくこの吉田・大野の線で画策されていた人事を関知しなかったのであるが、吉田側には湛山側の対抗と映った。⁽²⁰⁾ 翌年一月三十一日の内閣改造では、商工相に石井光次郎、運輸相に増田甲子七、文相に高橋誠一郎が新任し、安本長官と物価庁長官を湛山が兼任（三月二〇日に高瀬莊太郎に交替）する結果となった。⁽²¹⁾ 湛山といわばチームを組んできた星島、平塚、膳の三者がはずされたことになる。人事問題はもはや湛山の認識を越えて政治化していた。吉田は湛山の積極財政政策に不安を覚え始めると同時に、鳩山派の三木武吉、河野一郎の追放後、自由党内において急速に頭角を現してきた湛山に政治的警戒心を抱き始めたといえる。

かくして吉田はこの年の秋から冬にかけて徐々に湛山の経済財政路線から離脱し始めた。私的機関ながら石炭小委員会の中間報告が吉田首相によって採択され、二月一七日には「石炭増産非常対策」が閣議で了解されるとともに、鉄鋼も石炭と並んで最優先業種とする方針が決定された。しかもこの間、吉田がマッカーサーに対して産業再建のための緊急資材の輸入認可を懇請して認可を得たため、傾斜生産方式は現実不起動することになった。湛山側とすれば、その傾斜生産方式は別段目新しいものではなく、従来湛山が推進してきた政策と基本的に異なるものではなかった。⁽²²⁾ ともかくも、湛山はこの時点でいわゆる「二・一ゼネスト」の矢面に立たされたため、石炭増産問題から離れざるを

えなかった。

ところが皮肉にもこのゼネストが有沢らの石炭委員会をつぶすことになった。つまり、石炭委員会のメンバーは労働組合の理解と協力の下に石炭傾斜生産に乗り出すつもりであったが、新年一月一日における吉田首相の放送演説から「不逞の輩」との一句が飛び出した結果、事実上昼めし会は解散となり、必然石炭委員会の活動も停止するにいたったのである。それでも吉田は依然有沢を安本長官として入閣させるべく努力した。以下は有沢の弁である。⁽²³⁾

「中山伊知郎君や東畑精一君がだいぶ麻生太賀吉さんや白洲次郎さんなんかとしめし合わせて、僕をどうしても安定本部の長官にまつりこもうと動きはじめました。二十二年二月の半ばごろだと思えますが、中山君が僕のところへきて、君の入閣条件を全部総理は了承した。だから安定本部長官になれというのです。それで中山君と二人で大内兵衛先生を訪ねて、その晩、徹夜で話しあった。……翌日、早朝に中山君とつれだつて白金の外務大臣の官邸に吉田総理を訪ねた。……三人きりで話をしました。僕がかねてからもち出していた三つの条件のうち二つまでは、承知しました。その通りいたしますといってくれました。しかしあとの一つの問題点、これは人事の問題だから話せないんだけど、これについては三月末まで待つてくれという。僕はある閣僚の更迭を条件ともち出していたのです。「これはせつたいに食言することはありません」とまで総理はいわれた。事実あとになってみればそのとおりの結果になったんだけど、しかし、そのときには僕としてはそれをいまはつきりしてくれないとどうも困るといって頑張ったんですね。」

有沢が提起した「ある閣僚の更迭」とは石橋蔵相を意味したことは間違いない。⁽²⁴⁾ 吉田内閣閣僚で、有沢の入閣により不都合が生じる人物といえ、石橋蔵相以外にない。有沢側にとって石橋「積極」財政は、インフレ終束のためにも、石炭・鉄鋼等の増産のためにも有害であった。また有沢のいう「あとになってみればそのとおりの結果になった」とは、湛山追放を指したといえる。これに対する吉田は、二月の時点ではその閣僚の更迭は無理だが、三月末になれば可能だと断言している。この事実は、吉田が三月末に湛山を蔵相の地位からはずす計画であったとの意味に解することができ、あるいは吉田がすでにGHQ内部の石橋追放に関する情報を入手していた可能性を示すといえ

よう。いずれにせよ、二月中旬の時点では湛山の解任が困難であったため、有沢の安本長官就任はまたも実現することなく終わったのである。

この有沢工作の挫折は湛山を石炭増産問題に復帰させた。三月一八日、経済閣僚懇談会は、臨時処置として、「炭鉱国家管理案」と「木材強制伐採案」を決定した。これら二法案は最期の帝国議会（第九〇回帝国議会）には間に合わず、総選挙となり、吉田政権の退陣、湛山の追放となって実現するにはいたらなかったものの、傾斜生産は湛山の指導力と全省庁の企画部門を経済安定本部に集中すべしとのGHQ指令により、安本は力を盛りかえし、生き生きと活動を始めた。この方針は片山内閣によって継承され、既述のとおり、昭和二二年度に石炭年産三千万トンの目標を達成するにいたるのである。⁽²⁸⁾

(1) 吉田謀略説には、吉田がGHQ側に働きかけて石橋追放を誘導したとの積極的謀略説と、GHQ側の石橋追放の動向を承知しながらも、あえてそれを阻止せず、また石橋側にも通知せずに傍観したとの消極的謀略説とに分かれる。

(2) 石橋湛山「第一次吉田内閣関係として」(前掲書『回想十年』第四巻所収)の中で、「私は第一次吉田内閣に入閣するまで総理の吉田さんという人をよくは知らなかった。戦争中のことだったが、亡くなった清沢冽君が外交史の著述に精進していたころ、牧野伯や吉田さんと接触する機会が多かったらしく、一度会って見ないかと勧められて、私は清沢君と連れ立って、平河町の吉田さんのお宅を訪ねたことがあった」と回想している。

(3) 前掲書『回想十年』第一巻一一六―一一七頁、大野勝巳著『霞が関外交』(日本経済新聞社一九七八年刊)五、二六―二七頁、武見太郎著『実録日本医師会』(朝日出版社一九八三年刊)一四頁参照。また近衛文麿は岩淵辰雄に対して、「吉田君の意識は、大日本帝国時代の外交官だ。日本が戦争に負けて、今度始めからやりなおさなければならぬ」と云うときに、吉田君のあの意識では、うまくいくかどうか疑問だな」と語ったという。――木倉幾三郎著『戦前戦後』(政界往来社一九五六年刊)一三―一四頁。

(4) 前掲書『全集』第十三巻所収の社論「憲法改正草案を評す」ほか参照。

(5) 前掲『湛山回顧』⑥「一二四頁」。

- (6) 前掲書『湛山回想』三二七頁参照。
- (7) 有沢広巳監修『昭和経済史⑦』(日本経済新聞社一九八〇年刊)五三頁参照。
- (8) 前掲書『湛山回想』(三二七—三二八頁)によれば、閣議で石炭の配給計画を定める時には閣僚間に真剣な争いが起こり、また運輸大臣は汽車を運転する石炭を総司令部から借りてくるような苦しい場合もあったと述懐している。
- (9) 前文に続く本文では、具体的な措置事項と関係官庁を次のごとく挙げている。
- 一 炭坑労務者の食糧確保(農林省・外務省)
 - 二 炭坑労務者の賃金改訂(厚生省・大蔵省・商工省)
 - 三 石炭買取価格の値上(大蔵省・商工省)
 - 四 炭坑に対する金融の積極的斡旋(大蔵省・商工省)
 - 五 坑木及び労務者住宅用木材の確保(農林省・復興院)
 - 六 貯炭の強行払出(運輸省・商工省)
- 前掲書『昭和財政史⑦ 資料①』三一五—三一六頁参照。
- (10) 前掲書『湛山回想』三二八—三二九頁、前掲「蔵相時代を振り返って⑤」二八—三〇頁、石橋湛山「私の履歴書」八〇—八一頁参照。
- (11) 前掲書『全集』第十三卷一九四—一九五頁。
- (12) 前掲書『湛山回想』三三一頁。また前掲「蔵相時代を振り返って⑤」では、「赤字が出れば、その赤字だけ埋めてやるなどということでは、人は動くものではありません。……あのときわれわれの案が、そのまま実行されたら、石炭問題はもっと早く、うまく解決されていたのではないかと思います」(三一頁)と述べている。
- (13) 前掲書『湛山日記』一五三頁、前掲「蔵相時代を振り返って⑤」二八頁、前掲書『昭和経済史⑦』五八頁参照。
- (14) 前掲「蔵相時代を振り返って⑤」三一頁、前掲「私の履歴書」八一頁、前掲書『昭和経済史⑦』五九頁参照。
- (15) 大島寛一「石橋財政のエピソード—戦後インフレに関連して—」(前掲書『昭和財政史』刊行日より3所収)三—四頁、前掲書『湛山回想』三二八頁、前掲「蔵相時代を振り返って⑤」三〇頁参照。
- (16) 前掲Gの文書 #20. Appendix I-Mr. Ishihashi's Obstructionism on Extraordinary Tax Legislation (No date) 前掲「経済統制強化に関する三月三日付石橋長官提出文書に対する批判のマーケット経済科学局長覚書」(一九四七年三月一日)

参照。一方湛山は前掲「湛山回顧⑦」で、「石炭の増産を中心にして全体に生産を増大させていくという考えについて、司令部も異議はなかった。……しかし石炭増産の積極的な具体策は何もなかった。一般的にいうと、司令部は経済再建のプログラムをもっていただけでも大したものではなかったでしょうね。日本政府のやろうとすることについてケース・バイ・ケースのような形で処理していった」(二一四—二一五頁)と語っている。また前掲書「湛山回想」三二頁参照。

(17) 同右書一八三頁および前掲「第一次吉田内閣閣僚として」六三頁参照。

(18) 前掲書「回想十年」第三卷一九三頁。

(19) 大竹啓介著「幻の花―和田博雄の生涯―」四〇〇頁、安藤良雄編著「昭和経済史への証言⑩」(毎日新聞社一九六六年刊)二七四、二八二—二八三頁、前掲書「昭和経済史⑤」五六—五七頁参照。

(20) 前掲「蔵相時代を振り返って④」で、「最近ある人の話によりますと、吉田さんは、何か、この時のことを誤解して、私どもが、内閣の改造を私議したかのように取られたということですが、もし真実なら思いがけないことです。私どもは、ただ一意石炭の増産に苦心していたのにすぎません」(二九頁)と述べている。また石井光次郎著「回想八十八年」(カルチャー出版社一九七六年刊)三五七頁参照。

(21) 天川晃「第四五代第一次吉田内閣」(林茂・辻清明編「日本内閣史録五」第一法規出版一九八一年刊所収)を参照。

(22) 前掲「湛山回顧⑦」一一四頁、前掲書「昭和経済史⑤」五七—五八頁参照。

(23) 前掲書「昭和経済史への証言⑩」二八八—二八九頁。

(24) 猪木正道著「評伝吉田茂⑩」(読売新聞社一九八一年刊)二七五頁参照。

(25) 前掲書「湛山回想」三三一—三三二頁、前掲「蔵相時代を振り返って④」二九頁、前掲書「通産省と日本の奇跡」一九九—二〇〇頁参照。

七 吉田・石橋の確執(Ⅱ)——人事問題と連立工作問題

湛山と吉田の確執は、インフレ問題と石炭増産問題を起因として一九四六年冬に表面化したのが、さらに翌年春にかけて、閣僚人事問題と社会党との連立問題が加わって、いっそう二人は離反することになった。鳩山派のいわゆる有

望株として湛山が自由党内での地位を上昇させたことは、GHQ側のみならず、吉田周辺にとっても危険な事態と映ったのである。湛山は、自己の意思とは無関係に、党のリーダーシップ争いの渦中にいた。以下、吉田・湛山間のもう一つの確執を人事・連立両問題から明らかにする。

そもそも人事問題と連立問題は、その政治的背景において複雑に絡んでいた。両問題の結合点は労働攻勢にあった。GHQ内進歩派が日本の保守陣営に対抗する革新的民主勢力として労働組合の成長を支援したことや、折からのインフレの進行も手伝って、吉田内閣時に一段と労働運動が激化した。とくに全日本産業別労働組合会議を指導する共産党は、経済闘争を政治闘争とゼネストに発展させて「吉田反動内閣打倒―人民共和政府の樹立」に結びつける方針をとったため、いわゆる一〇月攻勢となり、翌年（一九四七）一月一八日には二月一日を期して全国一斉にゼネストに突入する旨の宣言が発せられたのである。これに対し、湛山は吉田内閣閣僚として終始労働攻勢の正面に立った。⁽¹⁾ 湛山は吉田の消極的姿勢に不信の念を抱いたが、吉田としてはGHQがゼネストを黙認しないことを予想しつつ、反共産党・反ゼネストの立場を明確化した社会党との連立工作に着手していた。つまり吉田は与党である自由・進歩両党に野党社会党を加えた挙国連立内閣を組織して、この最大の危機から脱却しようとしたのである。⁽³⁾ 以下は三次に及ぶ連立工作の経緯である。

第一次連立工作は、一月ないし一二月から翌年（一九四七）一月上旬にかけて、吉田と社会党の西尾末広・平野力三との間で行われた。結局争点は社会党への閣僚配分数と石橋蔵相の処遇にあった。西尾は、社会党のポストとして安本、労働、農林、商工、無任所二、また協同、国民両党から一名入閣を要求し、石橋蔵相の留任反対を主張した。⁽⁴⁾ これに対して吉田は、「社会党に商工、労働、建設、無任所を振当てることは賛成であるが、石橋の辞任と国・協の入閣は困る」旨回答した。難色を示した西尾に対して吉田は、西尾を含む社会党有力者五名の追放問題に論及した。西尾は、連立の話し合いが暗礁に乗上げると急に資格問題を持出す吉田の態度を、「吉田氏一流の外交的かけ引きの手

ではないか」と直感したため、第一次連立工作は何ら成果を得られることなく打ち切りとなった。⁽⁵⁾

吉田はこの間の動向について幣原國務相、和田農相以外の閣僚には内密にしていた。それゆえ湛山はこの吉田の連立工作を一二月末まで気付かなかつた。⁽⁶⁾ 湛山には吉田のように社会党をいわず取り入れて労働攻勢を乗り切る考えはなく、力量不足の閣僚の更迭により当面の石炭問題を解決しようとした。ただし第六節で論じたとおり、一二月二日における湛山、河合、平塚、膳の四者会談で平塚の石炭庁長官転任を決めたものの、吉田によって拒否される経緯があった。⁽⁷⁾ 湛山とすれば「ただ一意石炭の増産に苦心」しての窮余策のつもりであったが、吉田側によれば、石橋らの共同戦線の形成と映った。実際そのような客観情勢が政府および党内にあった。すなわち、「歓迎されざる大臣」和田農相に対する自由・進歩両党および現職閣僚の反発は一段と強まり、同月二八日の政府・与党懇談会は、実質的な和田放逐と社会党工作の封じ込めを意味する「無党籍閣僚の一掃」を申し合わせた。一方、和田農政を高く評価する吉田は、社会党との連立工作のためにも和田を守る態度を示した。⁽⁸⁾ かくして和田をめぐる吉田と湛山側との政治的確執が深まり、閣僚人事への波及は避けられぬ状況となった。自由党内における当時の吉田の政治的基盤は、第二次吉田内閣以降のそれとは比較にならぬほど脆弱であった。鳩山派は六月に河野・三木の両実力者を追放で失ったとはいえ、党内では依然盤石であり、鳩山派からすれば吉田は単なる代理的存在にすぎなかった。元来政党人と庸者が合わない吉田は、鳩山派の遠隔操作から脱却するためにも、鳩山グループに対抗する勢力として必然官僚出身者を身辺に揃えることになった。かくして党内には吉田官僚派と鳩山党人派との対立の構図が出来上がっていった。そのような状況下で頭角を現してきたのが湛山であった。湛山は吉田と同様に政治歴の浅い政治家であるが、鳩山との個人的関係もあり、鳩山派要人と目された。とくに大野幹事長は湛山を次期総裁候補に押す構えを示した。⁽⁹⁾ しかも政界の黒幕といわれた辻嘉六が、総選挙を控えて、湛山を自由党副総裁（総裁説も一部にある）に就かせるべく各方面に働きかけていた。⁽¹⁰⁾ 吉田側が湛山側に対して警戒の念を深めたのも当然であったといえよう。湛山の意思とは別個に、新しい政

治的動きが起こっていたわけである。ただし湛山がその新動向と、自己の新たな政治的地位をどれほど正確に把握していたかは定かでない。たとえ湛山がそれらを十分に認識していたとしても、それを現実の政治に生かす力を行使できたかどうか疑問である。なぜなら湛山は日本再建の使命と熱情に關しては人一倍旺盛ではあったが、権力を志向するにはその性格があまりに淡泊であったからである。

果たして一月下旬、吉田は社会党に対する第二次連立工作を開始した。しかし今回も石橋蔵相の進退が焦点となり、その成否の見通しは微妙となった。二八日、片山社会党委員長は「石橋問題が片がつけば後の問題は三党首会谈で決めてよい」と発言したが、石橋蔵相を「われらのホープ」視する自由党では大野幹事長以下が、「石橋蔵相に關する限り相手が社会党であろうと吉田首相であろうと絶対不退転の決意」を掲げていた。⁽¹²⁾ また閣内の吉田に対する空気も險悪化していった。⁽¹³⁾ そこで吉田は自由・進歩・社会の三党首会谈を開き、一気に連立問題の決着を計ったが、ついに石橋問題で社会党の了解が得られず、三〇日、またも連立工作は失敗に終わった。その結果、翌三一日、内閣改造が実施された。和田農相、平塚運輸相、大村内相、田中文相、膳國務相が退陣し、高橋文相、増田運輸相、石井商工相が入閣し、植原國務相が内相に、星島商工相は國務相にまわり、農相は吉田が、安本長官および物価庁長官は湛山がそれぞれ兼任となったことは既述のとおりである。湛山の安本長官兼任はあくまで一時的措置であり、吉田は近々そこに有沢を据える意向であった。⁽¹⁴⁾ 今回の人事の特色は、和田の退陣と引き替えに湛山の緊密な平塚、膳が閣外に去り、勢力均衡を計ったことと、進歩派の若手の間からは官僚優遇人事として不満が生じ、入閣を逃して不満の強い自由党の芦田均と提携する動きが生じたことである。⁽¹⁵⁾

さて、二・一ストがマッカーサーの中止命令によって決着して間もなく、第三次連立工作が開始された。今回は吉田に代わって湛山が政府側の主役を務めることとなった。再度の連立工作失敗の原因が湛山自身と關係していたためである。まず二月二日に旧知の松岡駒吉と、翌三日には平野力三と会谈したのち、六日、湛山ははじめて西尾と会見

した。⁽¹⁶⁾ その折湛山は、自進社三党連立を実現するためならば、蔵相辞任も辞さない旨明言した。また八日、湛山は吉田に面会し、吉田から社会党との交渉の内諾を得た。⁽¹⁷⁾ かくして九日、三田の料亭「桂」で湛山、西尾、河合厚相（進歩党、水谷長三郎（社会党）の四者会談が行なわれ、連立問題が本格的に話合われた。連立に際しての政策内容、閣僚配分に関する協議が意外にも順調に進展し、一二の点を除いてはぼまとまった。『湛山日記』によれば、協定は下記のとおりであった。⁽¹⁸⁾

一、閣員は自五、進四、社四、協民・国民一、各党より推薦

二、自は総理兼外務、大蔵（石橋）、内務、厚生、無任所

進は 通信、商工、無任所二

社は 農林、運輸、労働、無任所

協国は 無任所

以上の外無党籍 司法、文部、安本、無任所二

三、安本長官は社会党首より党外人を推薦

四、以上条件を三党首にて内協議の上 至急五党代表会談にて決定、内閣総辞職 大命降下 閣員決定

協定外の注意

1 閣員数（十九）現在より二名増加の要あり

2 安本は中山（伊知郎）氏見当とし片山氏から自進両党総裁に内協議

3 増田無任所は石炭（復興院）等担当、金森は無任所

4 政策協定につき社会党の主張を大幅に認める用意あり

昭和二十二年二月十日午前二時

会同者 河合、水谷、西尾、石橋（オブザーバー枝木）

そこで湛山は十日朝、大磯の吉田邸に電話を入れて吉田の帰京を請う一方、大蔵大臣官邸に大野幹事長と大久保留

次郎総務を招き、同協定を報告して内諾を得た。また午前十時に吉田と首相官邸で面会し、同様報告をした。ただし前日から進歩党が新党設立問題で紛糾し、自由党でも芦田が同志数名とともに進歩党に加わるとの騒動が発生したため、連立問題について吉田と十分話し合う時間がなかった。それでも湛山は吉田がこの連立工作に「異論はないはず」と信じて疑わなかったが、それは後述のとおり湛山の樂觀的予想にすぎなかった。ともかく湛山は社会党との協定を完全にすべく、一二日、先の四者に平野増吉（進歩党）を加えた会談を再度「桂」で行った。深夜三時にいたり連立内閣の構想が出来上がった。その内容は、上記一〇日付協定のほか、次のような政治協定（案）および政策協定（案）から成っていた。⁽¹⁹⁾

政治協定（案）

我等五党は目下の内外の情勢に考へ、殊には民主日本建設の爲めには連合国の絶大の支援にまたなければならぬことに鑑み、従来の有らゆる行掛を棄て、先づ以て次期の総選挙終了まで、左の諸条件（略）に従ひ連立内閣を組織し、政治休戦を行ふことを協定した。我々は、此行動に依て、日本の総ての階層に亘りて和衷協同の実を挙げ、併せて次期の総選挙を公正に行ひ、日本国民の真に自由なる意志を議會に表現せんとするものである。

付屬了解事項（略）

政策協定（案）

政策に就ては、社会党より提案せる經濟危機突破対策（第一産業復興対策、第二労働対策、第三インフレ克復対策、第四民主安定対策）を中心として検討したる所、国有国营を前提とせる点を除き、大体に於て、他の四党の緊急対策とも合致する所多く、従て意見の一致を見た。但しインフレ克復対策中の戦時公債の利払停止及び新円所得者を主たる課税対象として第二次財産税（危機突破財産税）を創設する等の点に關しては、金融制度調査会及び税制調査会に於て研究すること。

湛山らは出来上がった協定に横やりが入らぬ間に手早く実行に移すこととし、同日中に湛山が自由党、河合が進歩

党、西尾が社会党の各幹部に連絡して党の態度をまとめ、三党幹事長会議、五党代表者会議ですべてを決定したのち、翌一四日に吉田内閣総辞職、連立内閣組織との段取りをまとめた。早速湛山は大野幹事長と面会し、このプログラムと成案を示して、午前一一時に安本長官邸への来邸を求めた。ところが約束の時刻に社進両党代表が現れたものの、大野、大久保兩人が姿をみせないため、湛山自ら総理官邸に向くと、吉田は連立内閣を取り止める旨言明した。この点について湛山は、「総理と両君とは、私から事前の報告が十分でなく、かつ自から協定の検討もしていなかったので、来会をためらっていたのではないかと思う。これは、まさしく私の手落ちであった」と述懐している。要するに、湛山の吉田に対する説得が不十分であり、吉田側には湛山の独走と映ったのである。⁽²⁰⁾ただし進歩党でも、新党樹立を目指していた犬養健のグループがこの連立工作に異議を唱えていた。⁽²¹⁾しかも連立工作さ中の七日、マッカーサーから吉田宛に、議会の解散、新憲法下での総選挙実施の指令が届けられていた。もはや政治的関心は一時的な挙国一致内閣の組織から総選挙、そして保守合同へと移っていったのである。⁽²²⁾かくして第三次連立工作も失敗に終わった。

三月三十一日、マッカーサー指令により衆議院は解散され、四月二五日総選挙が公示された。戦後二度目、新憲法下初の総選挙で湛山と吉田はそれぞれ初当選を果たしたが、社会党が一四三議席を得、自由党の一三一議席、民主党の一四二議席を抑える結果となった。第一党となった社会党は過半数を獲得できなかったため、政権の帰趨は微妙に揺れ動いたが、結局自由党は政権から離れることに決定し、第一回国会の召集された五月二〇日、吉田内閣は総辞職した。湛山はこの間の一六日付で公職追放に処せられたのである。

(1) 当時社会党書記長であった西尾末広は、著書『西尾末広の政治覚書』(毎日新聞社一九六八年刊)の中で、「当時、このストに対する政府側の交渉責任者は石橋蔵相であった。なにしろ団体交渉といっても、共産党のつるし上げ戦術の横行した時代で、これを受けて立つ側の苦労は大へんで、気の弱いものなら参ってしまうほどのものである。それでも石橋蔵相は、共産党の連中を向こうにまわし、なかなかドッシリした態度で対応し、その勇氣と度胸には、私も感心したほどである。」(九三頁)

と述懐している。

- (2) 前掲「湛山回顧⑤」一五一頁参照。
- (3) 当時産別会議事務局次長の細谷松太は、「二・一スト」(『語りつぐ昭和史⑥』所収)の中で、「二・一ストに社会党右派は反対して支援しない、参加しないということ、これが社会党全体の決定となっておりましたけれども、そのなかで左派だけが「二・一スト支持」という鈴木(茂三郎)と加藤(勤十)の共同声明をして独自の行動をとった。この声明で最終的に吉田内閣の連立工作がこわれてしまった」(八九頁)と述べている。なお吉田をして社会党との連立内閣を決意させたのは和田であったという。——前掲書『幻の花—和田博雄の生涯—④』四一五頁参照。
- (4) 西尾は石橋辞任要求について、「当時石橋氏は「石橋財政」の名のもとに、戦時公債の利払停止問題などで革新陣営の真つ向からの反撃を受けていた。社会党としても、早くから石橋財政絶対反対を唱えていた手前、その留任にはどうしても反対せざるをえなかった」と述べている。——前掲書『西尾末広の政治覚書』八三頁。
- (5) 前掲書『西尾末広の政治覚書』八三—八六頁参照。なお前掲書『湛山日記』一月一七日には「午後二時より臨時閣議、吉田総理の社会党との連立内閣運動失敗の経緯発表、初めより予想されたる所なるが不手際も甚だし」(一七八頁)とある。
- (6) 前掲書『幻の花—和田博雄の生涯—④』四一五—四一六頁参照。また前掲書『湛山日記』二月二四日に、「……内閣改造につき河合及び膳両相来談、首相及び幣原國務相には社会黨員を入閣せしめる意図ありと、笑ふべし」(一七一頁)とある。
- (7) 前掲書『湛山日記』の一二月二三日には、「夕刻、吉田総理に河合厚相と共に面会、昨夜の決定を語る」(一七一頁)とある。
- (8) 前掲「蔵相時代を振り返って④」二九頁参照。
- (9) 前掲書『幻の花—和田博雄の生涯—④』四一六—四一七頁参照。
- (10) 大野は、吉田がいっこうに金の心配をしてくれない、このような総裁は総裁でないといい、次期総裁は石橋だと国会の廊下をブツて回った。——前掲「今だから話そう④—追放のカラーリ—」二六—二七頁。なお湛山は昭和二年選挙で自由党の選挙委員長を務めている。その意味で湛山には経済界からの集金能力があったと思われる。
- (11) 同右論文二六頁、「湛山回想」三六四頁、辻嘉六「政界黒幕の弁」(『文芸春秋』一九四九年二月号所収)六二—六三頁参照。
- (12) 前掲書『幻の花—和田博雄の生涯—④』四二七頁参照。

- (13) 前掲書『湛山日記』一月二五日には「控室にて、政局を速に明朗化す必要あり、閣僚の意見を首相に提出すべしとの話あり、月曜中に斎藤（隆夫）及植原兩相が首相に面会することを依頼す」（一八〇頁）、二八日には「政局に関し閣員の不満大に昂進、吉田首相不信任の空気が瀰まん」（二八一頁）とある。
- (14) 同右書一月一三日には「首相よりの迎を受け、夜十二時頃外相邸を訪、安本の膳をやめて有沢を据へんとの相談あり、少しくあ然とす」（二七七頁）とある。
- (15) 前掲書『回想八十八年』三五六一―三五七頁参照。
- (16) 前掲書『湛山日記』一八四頁参照。なお河合は著書『孤軍奮闘の三十年―河合良成』（講談社一九七〇年刊）の中で、ある政治ブローカー的な男（枝木輝雄と思われる）が社会党との提携を促した旨（二七五―二七六頁）証言している。
- (17) 前掲書『湛山回想』三五〇―三五二頁、前掲書『西尾末広の政治覚書』九六一―九七頁参照。
- (18) 前掲書『湛山日記』一八五―一八六頁、前掲書『湛山回想』三五二頁、前掲書『西尾末広の政治覚書』九七一―九八頁、前掲書『孤軍奮闘の三十年―河合良成』一七六頁参照。
- (19) 前掲書『湛山日記』一八六―一八七頁、前掲書『湛山回想』三五二―三五四頁、前掲書『西尾末広の政治覚書』九八頁参照。ここで石橋蔵相の進退について何ら論及していないことが注目される。この点に関して西尾は、「石橋氏は当時自由党の副総理格であり、閣僚の地位を離れるわけにはいかない。そこで、何らかの閣僚のポストには残るが、大蔵大臣にはならないという了解がついた」と証言している（前掲書『西尾末広の政治覚書』九八―九九頁）が、湛山はそのようには了解していない。湛山は、「私が大蔵大臣をやめるといふ条件を出せば、社会党はよかつたのだらうが、それでは当時の情勢として、こちらが、まとまりそうになかった。だが、西尾君は、それにもかかわらず、国家の政治の大局の上から、たとい総選挙までの短期間でも、この際この協定を成功させることが、将来のためであるとの大乗的見地から、勇を鼓して、われわれと議を共にしたものだと思われる」と述べている（前掲書『湛山回想』三五四頁）。河合の証言（前掲書『孤軍奮闘の三十年―河合良成』一七六頁）もほぼ湛山と同様の見方をしている。
- (20) 前掲書『湛山回想』三五五―三五六頁。後年湛山は西尾に、「……総理官邸へ行ってみたところが、吉田と大野と大久保と三人で何がヒソヒソ話していて、私が行くと連立の話はやめることにしたと、吉田が言うのである。どうも古島一雄あたりの指南によって、急に吉田の気持が変わったものらしい。僕としても君たちにすまんと思ったが、どうしようもなかった」と語ったという。西尾自身は、「石橋さんに多少の連絡不備の手落ちがあつたにせよ、交渉の全権を事前に石橋氏に一任してお

きながら、吉田氏のワンマンぶりによって、ドタン場で急変したというのが、ことの真相のようである」と指摘している。

——前掲書『西尾末広の政治覚書』一〇三頁。

(21) 前掲書『孤軍奮闘の三十年—河合良成』一七六—一八〇頁参照。

(22) 河合は連立工作失敗の根本原因を「マッカーサー指令にあると指摘している。——『孤軍奮闘の三十年—河合良成』一七七頁参照。